

## 「公文書管理法」と歴史学研究

中野目 徹

### 1. 公文書館新時代の到来

かつて、その成立が渴望された「公文書館法」（昭和62年法律第115号）の制定・公布から22年の歳月を経て、このたび「公文書等の管理に関する法律」（いわゆる「公文書管理法」）が成立した。

「公文書館法」が全文7条、精神規定的性格の強い法律とされているのに対して、「公文書管理法」の主な対象は国の行政機関と独立行政法人等に限定されるとはいえ、本文34条、附則13条及び別表からなる同法の詳細な規定内容を見るにつけ、国立公文書館の一スタッフとして「公文書館法」の制定・施行関連事務の末端に関わった筆者としては、この間の公文書館をめぐる社会状況の変化に感慨一入のものがある。

「公文書管理法」の施行は再来年の予定ということであるが、すでに所管の内閣府・国立公文書館では施行へ向けた諸般の準備を開始していると聞き、歴史的出来事ともいわれる政権交代の影響で公務員の意識もしだいに変化して、国の公文書管理が格段に進展するのではないかという期待が高まっている。国立公文書館ひいては日本のアーカイブズ界にとって飛躍への歩を進める、まさに新時代の到来を画する秋といえよう。

そのような時期に際して、小稿では、著者の専攻する歴史学研究にとって、「公文書管理法」はいかなる意味を有することになるのかという点を

---

中野目 徹（なかのめ とおる）：筑波大学大学院人文社会科学部教授、日本近代史専攻。日本歴史学協会国立公文書館特別委員会委員長、内閣府独立行政法人評価委員会委員。近著に『近代日本公文書管理制度史料集』（岩田書院）。

念頭に置きつつ、以下、法制定過程と歴史学界の対応、歴史資料として公文書等を見た場合に感じる同法の意義と問題点などについて、思いついたまを記してみたい。

### 2. 歴史学界の対応

「公文書管理法」は第1条で目的を定め、そこでは「国民主権」や「説明責任」など高邁かつ重要な理念とともに、「公文書等」を「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録」と定め、また、「保存及び利用等」の対象とされる「歴史公文書等」については、第2条で「歴史資料として重要な公文書その他の文書」と定義している。

「公文書館法」とは若干の字句の差異もあり、また、この間にいわゆる「情報公開法」（平成11年法律第42号）において「行政文書」に関する定義もなされたが、要するに公文書等が有する歴史的価値に保存や利用の根拠を置いているという点では同様なのである。ここで、歴史研究者は、単に歴史認識を得るための材料として公文書等を利用するというだけではなく、何を歴史資料として保存していくのかという評価・選別基準を策定する場合の歴史的価値の源泉を提示していくという、いわば相補的な役割を有しているのである。この点において、従来の公文書館との関係に何らの変更もないのである。むしろ、「公文書管理法」によって、文書が現用段階にある時点まで、その歴史的価値の判断が求められることになったから、歴史学が関わる範囲は拡大しているともいえよう。

ところが、昨年春の法制化作業の開始以降、いくつかの個別学会を除けば、歴史学界全体の関心は概して低調であったように感じられる。その理

由としては、政府提案の法律として準備作業が事務的に進められたこと、国レベルの公文書等が主な対象となっているため、前近代史を専攻する研究者や地方史・地域史の研究者の広範な関心を巻き起こさなかったこと、などが挙げられよう。有識者会議の中間報告に対する昨年8月の意見聴取に応じて、日本歴史学協会やいくつかの歴史学関連学会が意見書を提出したが、その後は情報を入手しながら模様をながめるというスタンスに終始してしまった。

今年3月3日に法案が閣議決定され国会に送付されて以降に関しても、歴史学界の法案に対する関心は余り高まらなかったように見えた。日本歴史学協会でも、常任委員会では対応が協議されたが、意見書あるいは要望書の提出などは見送ることになった。その場の印象としては、法制化の方向に原則賛成であるが、政府・与党の提出法案であり、審議入りの時期や与野党協議の内容が不明確な段階での意見開陳は見合わすべきではないかという判断が働いていたように思う。有力な個別学会の一つである歴史学研究会では、3月30日付で要望書を提出し、移管・廃棄権限や公開・非公開判断を公文書館長に帰属させること、中間書庫の設置を法案に盛り込むことを求めた。

### 3. 「公文書管理法」の意義と問題点

日本歴史学協会が日本学術会議を動かし、国立公文書館設置に結実した「勧告」提出に至ったのは、昭和34年（1959）のことであった。「公文書管理法」成立へ向けた運動のなかでも、歴史学界は一定の役割を果たした。それらと較べると、今回の立法化の過程で歴史学界が担った役割は、残念ながら相対的に小さなものであったと言わざるをえない。

しかし、すでに述べたように、歴史学界と公文書館の関係は、絶対的にはむしろ拡大しつつあるのであり、将来的に維持・発展させていかなくてはならないものと考えている。そのような前提に立って、公布された「公文書管理法」の意義を挙

げるならば、現用文書の管理から公文書館等における保存・利用までの一連のプロセスを、一貫するものとして位置づけた点にある。そして、「公文書管理法」第1条で謳っている「将来の国民への説明責任」を最終的に検証するのは歴史学以外にはないのである。また、この法律によって、将来の歴史学の素材は残存の可能性を確実に高めたといえよう。歴史学界にとって朗報には違いないのである。これを機に、立法・司法関係の公文書、地方公共団体や民間の文書の保存・利用が促進されることにも期待したい。

だが、「公文書管理法」によって、円滑な文書管理と公文書館への移管が促進されるかといえば、いくつかの懸念も残っている。それを、今後予定されている政令制定やガイドライン策定の作業進行に即して注意深く見守っていかなくてはならないが、筆者が見るところ、国立公文書館の体制強化、専門職員の養成・確保と中間書庫システムの導入こそ、「公文書管理法」体制を実質的に機能させていく上で最も重要なポイントになるであろう。

むしろ、個人的に気にかかっているのは、国では「公文書管理法」施行と同じ再来年から開始される電子媒体文書の移管という問題である。推進者は、文書のデジタル化こそ情報を「早く、軽く」する特効薬のように言うが、「早く、軽く」なった情報から歴史認識を構築せざるを得ない将来の歴史学の姿は、筆者には今のところ見えてこない。これも公文書館新時代が直面する課題の一つなのではないか。